

桜井市
教育長 上田 陽一 様

2021年5月26日
新日本婦人の会桜井支部
支部長 山森有見

公共施設、学校等に生理用品の常備についての要望書

新型コロナウイルスの感染拡大にともない雇用状況が悪化するなか、世帯の収入が減少している家庭の児童・生徒や、アルバイトができずに生活が困窮する生徒・学生も増えています。

こうした経済状況のなか、節約のために毎月の生活必需品である生理用品を購入することができずに、交換の回数を控えたり、トイレットペーパーを代用するなどの実態が報告されています。生理用品は健康な生活を送るための必需品であるにもかかわらず、不衛生な状態におかれ、経血で服や椅子を汚すことが不安で登校できなくなるなど、学習権が侵害される児童・生徒がいることを看過できません。

世界でもスコットランドではあらゆる人に生理用品の無償提供が決まり、ニュージーランドでも小中高で無償提供が決まっています。

また、市内図書館や公民館、まほろばセンターなどの公共施設のトイレも利用頻度が高く生理用品の常備が望まれます。

児童・生徒が安心して通学でき、生涯にわたって健康で衛生的な生活を保障されるために以下を請いたします。

1. 児童・生徒が安心して通学でき、健康で衛生的な生活を保障するために学校施設の女子トイレ個室に適切な返却不要の生理用品を設置してください。ただし、学校の状況に合わせて、現場の意見をききながらすすめてください。
1. 必要な児童・生徒には生理用ショーツの配布してください。
1. 養護教諭らに生理をはじめ心や体の悩みを気兼ねなく相談できる環境を整備してください。
1. 図書館やまほろばセンターなど公共施設などにも常備してください。